

令和6年9月19日

東京都議会議長

宇田川 聡 史 殿

東京都議会情報公開推進委員長

早 坂 義 弘

(公印省略)

東京都議会情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年2月15日付5議総第1025号により東京都議会議長から諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

別紙

5 諮問第 1 号

答 申

1 委員会の結論

「令和 5 年 7 月 4 日付け事務連絡「期末手当に係る議員報酬額などに関する情報提供について」」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都議会情報公開条例（平成11年東京都条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が行った「議員の在職老齢年金事務に関する情報提供につき、管轄の年金事務所からの依頼を受け回答した「議員報酬額等の情報提供に関する協力について」のうち直近の回答文書。および「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（報酬変更等）一覧表」または「同（期末手当支給）一覧表」のうち直近の回答分（個人情報特定項目は黒塗りで可）。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都議会議長が令和 5 年 10 月 18 日付けで行った一部開示決定について、取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する所管課の説明要旨

所管課は、本件開示請求に対し、「令和 5 年 7 月 4 日付け事務連絡「期末手当に係る議員報酬額などに関する情報提供について」」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例 7 条 1 号に該当する情報を不開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

所管課は、本件審査請求に係る弁明書及び委員会での説明において、本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものであると説明している。

4 委員会の判断

(1) 審議の経過

委員会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
令和 6 年 2 月 1 5 日	諮問
令和 6 年 5 月 2 9 日	第 1 回審議（概要の説明、所管課の説明、学識経験者の意見聴取）
令和 6 年 6 月 1 2 日	第 2 回審議（各委員の意見表明）
令和 6 年 9 月 1 8 日	第 3 回審議（処分の妥当性について検討）

(2) 学識経験者の意見

条例 24 条 5 項に基づき聴取した学識経験者の意見を要約すると、以下のとおりである。

ア 友岡 史仁 学識経験者

回答文書における宛先の担当者名については、個人名が記載されているところ、当該機関においては通常公にされていないことから、条例 7 条 1 号ただし書イには該当しない

ものとして不開示とすることは、正当である。

一覧表における各欄については、本来的には個人識別情報であり、条例7条1号本文に該当し不開示と判断するのが相当である。また、審査請求人の主張に照らして判断すると、仮に該当情報が開示された場合には、当該議員が特定され、その他、当該議員の過去の経歴を含めた個人情報の開示がなされ得るという点に鑑みれば、これ自体が個人識別情報とされ不開示と判断することは、正当である。

イ 江藤 洋一 学識経験者

情報公開条例や情報公開法など、情報公開に関する法令の根本には知る権利があり、これは民主主義社会を安定的に機能させるために不可欠のものであるから、最大限の尊重が必要である。他方、個人のプライバシーも、個人の尊厳を守るために最大限の尊重が求められる。このことから、個人情報の取扱いについて、各法令は、「原則として開示、例外として個人情報は不開示、更にその例外として公共的理由から開示」という三重構造の規定を設けており、これは東京都議会の情報公開条例及びその通達においても同様である。

本件において、審査請求人は、本件不開示部分が条例7条1号の個人に関する情報であることを前提として、例外の例外として開示する場合に該当すると主張しているが、本件不開示部分は、条例7条1号ただし書ロ及びただし書ハには該当するとは見受けられない。また、条例7条1号ただし書イについても、これに該当しないとした事務局の判断は妥当と考える。

なお、条例7条1号ただし書イでは「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定されているところであるが、条例の趣旨を損なわないためにも、行政主体において、知る権利は何のためにあるのかという点に立ち返り、慣行の有無や実施について配慮していくことが重要である。

ウ 江村 利明 学識経験者

回答文書における宛先の担当者名に関して、年金事務所の職員の名簿が公にされている等の事実がない場合は、当該職員の氏名は、条例7条1号ただし書イの「慣行として公にされている情報」とは言えない。また、条例7条1号ただし書ハによれば、公務員等の職や職務遂行の内容については例外的に開示するとしているが、本件不開示部分はこれにも該当しない。したがって、不開示とした処分庁の処分は妥当である。

議員に係る期末手当支給等の一覧表の各欄に関して、審査請求人は、個々の議員の住所等はホームページや議員の個人サイトに掲載されているものであり、慣行として公にされている情報であるから開示すべきである旨、主張する。しかし、本件場合は、本件対象公文書に掲載されることにより当該議員に厚生年金の加入歴があることが判明するところ、その情報自体、個人情報に該当すると言える。また、氏名はもとより、住所、生年月日等を明らかにした場合、他の情報と相まって当該議員の特定につながることから、これらの情報も一体として不開示とした処分庁の処分は妥当である。

(3) 委員会の判断

委員会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに所管課の弁明書及び口頭説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 議員の老齢厚生年金に係る事務について

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）46条では、老齢厚生年金の受給権者が国会議員及び地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）である場合は、議員報酬の月額、期末手当の額及び老齢厚生年金の額に応じ、老齢厚生年金の一部又は全部の支給を停止することを定めている。

また、当該支給の停止の額の計算に当たり、議員報酬の月額、期末手当の額等の確認のため、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）では、老齢厚生年金の受給権者である国会議員等に対し、期末手当の支給を受けたとき、報酬等の額に変更があったとき等において、氏名、生年月日及び住所のほか、支給を受けた期末手当の額等の必要事項を記載した届書を独立行政法人日本年金機構に提出するよう義務付けるとともに、地方公共団体の議会の議長に対する資料の求め（以下単に「資料の求め」という。）その他の方法により厚生労働大臣が当該事項を確認したときは、当該提出を要しないことを定めている。

イ 本件対象公文書について

本件対象公文書は、資料の求めに対し、東京都議会議会局（以下「議会局」という。）が令和5年7月4日付けで独立行政法人日本年金機構新宿年金事務所（以下「年金事務所」という。）宛てに回答した公文書であり、次の(ア)及び(イ)により構成されている。

(ア) 「期末手当に係る議員報酬額などに関する情報提供について」と題する鑑文（以下「公文書1」という。）

(イ) 年金事務所から送付された「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る（期末手当支給）一覧表」及び「国会議員又は地方公共団体の議会の議員にかかる（報酬変更等）一覧表」に議会局が必要事項を追記し、公印が押印された文書（以下「公文書2」という。）

ウ 本件一部開示決定について

所管課は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、公文書1における宛先の担当者名（以下「本件不開示情報1」という。）並びに公文書2における基礎年金番号、氏名、フリガナ、住所、生年月日、報酬変更等の適用該当事項、報酬変更等の適用年月日及び報酬の支払額（以下これらを「本件不開示情報2」という。）について、条例7条1号に該当するとして、これらの部分を不開示とする、本件一部開示決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例7条1号本文は、「個人に関する情報（第9号及び第10号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令、条例又は東京都議会会議規則（昭和31年東京都議会会議決）（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等（国家公務

員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職（地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる職にあっては個人を識別し得る情報を含む。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに掲げる情報については、同号本文に該当するものであっても、不開示の対象とはならない旨規定している。

オ 本件不開示情報1の不開示妥当性について

本件不開示情報1は、年金事務所の職員の氏名であり、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条1号本文に該当する。この点、審査請求人は、本件不開示情報1は、同号ただし書ハに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するため開示すべきである、と主張する。

この審査請求人の主張に対し、所管課は、本件不開示情報1に記載されている担当者は、独立行政法人の職員であるから、条例7条1号ただし書ハに規定する公務員等に該当し、宛先の情報についてもその職務の遂行に係る情報に該当することは認めるが、当該公務員等の氏名については、同号ただし書ハに規定する当該公務員等の職又は当該職務遂行の内容に係る部分には該当せず、開示又は不開示の判断は同号ただし書イにより行うべきであると説明する。

そこでまず、本件不開示情報1の条例7条1号ただし書ハ該当性について検討する。

東京都議会情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月28日付11議総第660号。以下「通達」という。）第7条第1号関係第1 11によれば、「ただし書のハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、不開示とする個人情報から定めたものである。」と定めた上で、「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により開示又は不開示の判断を行う。」としている。

本件不開示情報1は年金事務所の担当者の氏名であるから、その開示又は不開示の判断は、通達により、条例7条1号ただし書ハではなく、同号ただし書イにより行うものとされている。そして、当該氏名以外に、不開示部分には公務員等の職や職務遂行の内容は記載されていないことから、本件不開示情報1は、条例7条1号ただし書ハには該当しない。

次に、条例7条1号ただし書イ該当性について検討する。

通達第7条第1号関係第1 9によれば、「ただし書のイは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、不開示とする個人情報から除外することを定めたものである。」とした上で、「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。」「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、将来、公にすること

が予定されている情報をいう。」としている。

委員会が見分したところ、本件不開示情報1の担当者名は、年金事務所から議会局に送付された依頼文における発信元の担当者名が引用されたものであり、日本年金機構の役員等ではないことが確認された。また、役員等ではない年金事務所の一般の職員の氏名については、これが名簿等により公表されている事実は確認できず、将来公にすることが予定されていると認めるに足る特段の事情も見受けられない。したがって、本件不開示情報1は、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例7条1号ただし書イに該当しない。

また、本件不開示情報1は、その内容及び性質から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である情報とは認められないことから、条例7条1号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は、条例7条1号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることから、不開示が妥当である。

カ 本件不開示情報2の不開示妥当性について

本件不開示情報2は、基礎年金番号、氏名、フリガナ、住所、生年月日、報酬変更等の適用該当事項、報酬変更等の適用年月日及び報酬の支払額であり、そのいずれもが、明らかに、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに当たるため、条例7条1号本文に該当すると認められる。

そこで、条例7条1号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、議員の期末手当は東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和22年東京都条例第43号）により支給されるものであり、各議員の期末手当の支給額は公にされている情報であるから、条例7条1号ただし書に該当すると主張する。また、本件不開示情報2のうち、議会局のホームページ及び当該ホームページからリンクされた議員個人サイトに掲載されている情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として扱うべきであるから、条例7条1号ただし書イに該当するため開示すべきである、と主張する。

この審査請求人の主張に対し、所管課は、公文書2には、印字されている情報に加え、議員の年齢や厚生年金の加入歴をある程度特定し、更には職務経歴まで推測させる情報が含まれていると言え、また、議員の厚生年金に関する情報は公にされていないものであり、公にすることが予定されているものではないことから条例7条1号ただし書イには該当しないと説明する。

所管課の説明によると、公文書2は、まず年金事務所が老齢厚生年金の受給権のある議員を抽出した上で当該議員の氏名等を記録した帳票を作成し、これを年金事務所が議会局に送付し、議会局が当該帳票に各議員の期末手当の額等を追記して作成されたものである。このことから、当該帳票への掲載の有無は、当該議員の老齢厚生年金の受給権の有無を示すものと認められる。また、そもそも老齢厚生年金は、受給対象年齢に達し、かつ厚生年金への加入歴がある場合に受給権が発生するものであることを踏まえると、当該帳票への掲載の有無は、当該議員が受給対象年齢に達しているか否か、また当該議員の厚生年金への加入歴の有無を推認させる情報であると認められる。そして、議会局のホームページ等において、各議員の老齢厚生年金の受給権の有無等が公にされている事実は確認できず、

また、当該情報が将来公にすることが予定されていると認めるに足る事情も見受けられない。

したがって、たとえ審査請求人の主張するとおり議会局のホームページ等に議員の氏名、住所等の情報が公開されている場合であっても、本件不開示情報2の全部又は一部が開示されることにより当該帳票に掲載されている議員が特定された場合には、当該議員の老齢厚生年金の受給権の有無など、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない個人情報まで判明し、又は推認される、という点に鑑みると、本件不開示情報2が条例7条1号ただし書イに該当するとは認められない。

また、本件不開示情報2は、その内容及び性質から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である情報とは認められず、条例7条1号ただし書ロには該当しない。同様に、職務遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報2は、条例7条1号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることから、不開示が妥当である。

よって、「1 委員会の結論」のとおり判断する。